

第3期経営改革実施計画書

団体名	公益財団法人金沢市水道サービス公社		計画期間	令和元年度 ～ 令和5年度	
設立年月日	平成4年3月5日	基本財産	10,000 千円	市出資額	10,000 千円
	[公益財団法人への移行] 平成25年4月1日			市出資割合	100 %
設立意義・経緯	水道事業の一翼を担い、市民に直接接する分野を中心に事業を展開することを通して、住民と水道事業者のパイプ役を果たすとともに、多様化する市民ニーズに適切な対応をすることにより、水道行政を支援補完し、公共の福祉の増進を目的として平成4年3月「財団法人金沢市水道サービス公社」を設立。平成25年4月に公益財団法人に移行した。				
設立目的	この法人は、金沢市企業局と密接に連携しながら、市民生活に直接関連する分野において水道事業を中心に独自の事業を展開し、公衆衛生の向上や市民生活の安心、安全の向上に努めることにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。				
定款で定める公益目的事業等	<p>(1) 公益目的事業 ①市民が所有する給水設備の適正管理に係る相談等に関する事業 ②水道及び都市ガスの適正使用や安全使用に係る助言、指導及び市民の意識啓発に関する事業 ③水道及び都市ガスの安定供給並びに水道の水質保全等に関する事業 ④地域の安心、安全を推進するための事業 ⑤その他公益目的を達成するための事業</p> <p>(2) その他の事業 ①宅地内に設置された給水設備の点検、整備等に関する事業 ②水道及び都市ガスの製造に係る設備等の管理及び運転に関する事業 ③市民が所有する水道メーターの適正管理に関する事業 ④その他公益目的事業の推進に資する事業</p>				
所在地	金沢市問屋町2丁目3番地		所管課	企業局経営企画部企業総務課	
代表者職氏名	理事長 村井 光國	ホームページアドレス	http://www.kanazawa-city-ssk.or.jp		
設立主体	金沢市企業局	設立根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人		

これまでの改革の成果	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織・人事 <ul style="list-style-type: none"> ・各業務に必要な職員定数を設定し、人材派遣等を直接雇用に変更 ・受託事業のうち、職員費に見合わない業務について見直しを実施 2 研修 <ul style="list-style-type: none"> ・実務能力や専門知識の向上のため積極的な各種研修会への派遣や、資格取得を支援した。 【平成31年4月1日現在の資格取得状況】 2級管工事施工管理技士 1名、給水装置工事主任技術者 7名、貯水槽清掃作業監督者 4名、1級土木施工管理技士 1名、既設特定住宅部品診断士 1名、第1種ガス本管工事士 1名、第3種ガス内管工事士 3名、高圧ガス製造保安責任者(丙種特) 1名、下水道排水設備責任技術者 1名、下水道第2種技術検定 1名、下水道第3種技術検定 1名、第1種電気工事士 2名、フォークリフト 3名、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 8名、安全衛生推進者養成講習 6名、エネルギー管理士 1名、第2種電気主任技術者 2名、第3種電気主任技術者 5名、乙種第4種危険物取扱主任者 2名 3 自主事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での簡易修繕等の必要性についての積極的にPRすることで、水道設備の適正管理を推進し、あわせて水道利用者への助言、指導に努めた。
直面する課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 技能職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・企業局を退職する技能労務職の減少に伴い、今後、即戦力となる職員の補充が困難となることが予想されるため、新規プロパー職員の雇用も視野に入れて計画的に体制の強化を図る必要がある。 2 財政基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業の積極的展開は、民間事業者との競合が生ずる恐れがあり、公益目的事業比率を維持するために必要以上に実施できない実情を踏まえ、公社を運営するための財源については、市企業局から一定規模の受託業務を確保し、財政基盤の確立を図る必要がある。
改革の基本的方向性	給水設備の適正管理の推進や水道に関する意識啓発などを中心とした活動を積極的に行い、これらを通じて市民生活の安心安全の向上に努める事業展開を関係機関と連携を図りながら推進し、効率的かつ効果的な事業運営と市民サービスの向上に努める。

<p>経営目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政基盤の確立 公益財団法人の維持継続を図るため、現事業の実施体制の更なる見直し等を検討し、財源の確保及び財政基盤の確立に努める。 2 給水設備等適正管理推進事業の拡充による体制の強化 水道等の適正かつ安全な使用の推進を図るため、市民が気軽に相談のできる環境の整備と適切な助言、指導を受けることのできる体制の強化を図るとともに、市民意識を醸成するための啓発活動の推進に努める。 3 職員体制の充実及び職員の専門性並びに技術力の向上 市民ニーズへの対応や関係機関との円滑な関係を構築するため、専門知識及び技術的能力を有するプロパー職員を中心とした職員体制を確立するとともに、研修等への積極的参加による能力開発及び公的資格等取得を推進し、職員の資質向上を図る。 4 地域安全推進事業の体制の強化 市民生活の安心安全の確保に努めるため、関係機関との更なる連携を図るとともに、職員一人ひとりの意識向上とパトロール体制の強化に努める。 			
<p>改革に向けた取組 (令和元年度～令和5年度)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政基盤の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現事業の実施体制の更なる見直し等、業務の効率化を検討する。 (2) 事業安定化基金の増額や企業局との基本契約の締結、また企業局と協議、検討を行い、安定かつ適正な業務委託料を確保し財政基盤を強化する。 2 給水設備等適正管理推進事業の拡充による体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給水設備の維持管理の推進について、市民ニーズに応じた啓発チラシを充実させ、より多くの市民へ周知し、相談者の利用促進を図る。 (2) 水道及び都市ガスの適正かつ安全な使用の推進を図るため、注意喚起の件数増加を目指す。 3 職員体制の充実及び職員の専門性並びに技術力の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員を各種研修に派遣するとともに公的資格等の取得を推進し、幅広い知識の習得や技術的能力の向上、組織運営能力の向上を目指す。 (2) 専門能力を持つ職員を計画的に採用し組織・体制の強化を図る。 4 地域安全推進事業の体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢化社会における独居老人の安否確認や事件事故等の未然防止に努め、関係機関と連携、協力を図り、効率的かつ効果的な事業運営に努める。 (2) 県や防犯協会等主催の研修等に積極的に参加するとともに、その研修内容について職員及び検針員に社内研修を実施し、職員等の意識向上を図る。 			
<p>成果指標 (実施計画の達成度を測るための指標)及び目標値等</p>	<p>成果指標</p>	<p>計画策定時数値 (平成30年度末)</p>	<p>計画目標値 (令和5年度末)</p>	
	<p>財政基盤の確立</p>	<p>事業安定化基金の増額</p>	<p>44,471,600円</p>	<p>50,000,000円</p>
	<p>給水設備等適正管理体制の強化</p>	<p>啓発チラシの発行部数</p>	<p>99,830部</p>	<p>195,000部</p>
	<p>水道に関する</p>	<p>水道に関する相談件数</p>	<p>298件</p>	<p>350件</p>
	<p>注意喚起</p>	<p>注意喚起件数の増加</p>	<p>15,094件</p>	<p>15,500件</p>
<p>職員の専門性並びに技術力の向上</p>	<p>専門性等の向上のための研修等の増</p>	<p>10回</p>	<p>12回</p>	